

第十三号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長
斎

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
次のように改正する。

第二条第三号イを削り、同号イ中「特定職」を「任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イを同号イとし、同号イを同号イとする。

第十四条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間考慮して区規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第十五条第一項中「前条第二号イ及びロのいずれにも該当する」を「前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間考慮して区規則で定める」に、「当該」を「、当該」に改める。

第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等）

第十八条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が

妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。
任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたこと的理由として、当該職

員が不利益な取扱いを受けることがないようになければならない。
(勤務環境の整備に関する措置)

第十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、
次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 前二号に掲げる措置のほか、区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第三号イに掲げる非常勤職員からの育児休業の承認の請求並びに改正後の条例第十四条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員からの部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、一年以上の在職期間を必要とする要件を廃止するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備する必要があるので、本案を提出いたします。